

家を取り壊したときは手続きをお願いします

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

建物（住宅、倉庫など）を取り壊したときには、手続きが必要です。

建物滅失申告書を提出いただいた後に、現地にて実際に建物の滅失を確認できれば、翌年からその建物の固定資産税は課税されません。

①登記されている建物を取り壊した場合

滅失登記申請を法務局に提出してください。法務局から税務課へ届く通知に従って処理します。

取り壊したものの滅失登記申請が12月末日までに間に合わない場合には、年内中に建物滅失申告書を税務課（資産税担当）に提出してください。

②登記されていない建物を取り壊した場合

建物滅失申告書を役場税務課（資産税担当）に提出してください。

※なお、賦課期日（1月1日）に家屋が存在していた場合には、その年の固定資産税は課税されます。また、前年以前に滅失した建物について、賦課期日までに滅失したことの確認ができない場合、賦課期日に存在していたものとみなし、届出した年は原則課税対象になりますので、ご注意ください。

住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産額が変わる場合があります。

住宅が建っている土地（住宅用地）は、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が軽減されています。そのため住宅を取り壊すと、その特例（軽減）を受けられなくなり、土地に対する税額が大きく変わる場合があります。

「書かない窓口」始めました

問合せ 町民福祉課 戸籍担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

書かない窓口とは

本庁舎1階町民福祉課戸籍担当窓口の、各証明書発行申請書類について、窓口に来た方のマイナンバーカードによる本人確認と聞き取りによって申請書作成の支援をするシステムです。このシステムをご利用いただくことにより、手書きで申請書を記入する手間が軽減されます。

利用手順

- ①マイナンバーカード（写真付き）を用意して、本庁舎1階町民福祉課戸籍担当窓口でお声がけください。
- ②職員が申請内容などを聞き取りし、「書かない窓口」システムへ入力を行い、申請書の作成を支援します。
※マイナンバーカード受け取り時に設定した暗証番号（4ケタ）の入力が必要になります。暗証番号をお忘れでも生年月日などを入力することにより、申請書中の「窓口に来た方」の住所、氏名、生年月日、性別の記入を省略できます。
- ③印刷された申請書を確認し、間違いなければそのまま申請を受け付けます。
※その他の欄については、記入していただくことがありますので、ご了承ください。

書かない窓口対象の申請書類

①戸籍謄本などの戸籍証明書 ②住民票の写し ③印鑑登録証明書 ④マイナンバーカード更新や暗証番号の変更など

※神泉総合支所では、従来通り手書きの申請書に記入していただく受付を行っております。

令和6年度から適用される個人住民税に係る主な改正内容

問合せ 税務課 町民税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等の課税方式を統一

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等については、所得税と町・県民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度の町・県民税の申告（令和5年分の所得税の確定申告）より、課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。この改正により、所得税と町・県民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。

国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度の課税分以降、国外居住親族に係る扶養控除等の適用について、控除の対象となる扶養親族（控除対象扶養親族）の要件が厳格化され、日本国外に居住する30歳以上70歳未満の親族のうち下記1～3のいずれにも該当しない方は扶養控除の適用対象外となります。また、個人住民税の非課税判定における税法上の扶養親族の数にも含めることができなくなります。

- 1 留学により国内に住所および居所を有しなくなった方
- 2 障害のある方
- 3 扶養控除を申告する納税義務者から前年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

※上記1～3のいずれも親族関係書類および送金関係書類の提示または提出が必要となります。

改正の詳細な内容については、右記国税庁ホームページ「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」をご確認ください。



国税庁ホームページ

森林環境税・森林環境譲与税について

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」（令和6年度より課税）および「森林環境譲与税」（令和元年度より譲与開始）が創設されました。「森林環境税」は、令和6年度より町・県民税の均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされています。その税収は、全額が森林環境譲与税として市区町村や都道府県へ譲与されます。なお、東日本大震災復興基本法等に基づき、平成26年度から均等割に1,000円が上乗せされていますが、こちらは令和5年度で終了します。

詳しくは林野庁ホームページ「森林環境税及び森林環境譲与税」をご覧ください。
神川町の森林環境譲与税の用途については町ホームページ「森林環境譲与税の用途公表について」をご覧ください。



林野庁ホームページ



神川町ホームページ

森林環境税および個人町民税・県民税の均等割およびの税率

税目		令和5年度まで	令和6年度から
国税（森林環境税）		-	1,000円
町・県民税 均等割	町民税	3,500円	3,000円
	県民税	1,500円	1,000円
合計		5,000円	5,000円